開 会 午前10時00分

○議長(小松則明君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第3回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(小松則明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。 3番、佐々木慶一君及び5番、澤山美惠子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(小松則明君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに 御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 承認第 1号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に 関し承認を求めることについて

日程第4 承認第 2号 特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

日程第5 報告第 7号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第6 報告第 8号 損害賠償額の専決処分の報告について

日程第7 議案第30号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正 する条例について

日程第8 議案第31号 令和5年度大槌町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて

○議長(小松則明君) 日程第3、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専 決処分の報告に関し承認を求めることについてから、日程第8、議案第31号令和5年度 大槌町一般会計補正予算(第3号)を定めることについてまで、6件を一括議題といた します。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。 まず初めに、議案第30号について、お願いいたします。町長。

○町長(平野公三君) 令和5年第3回大槌町議会臨時会における議案第30号町長、副町 長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げ ます。

大槌町条例規則の交布手続の不備、消防計画の未作成及び大槌町立図書館の指定管理 者制度導入に係る条例の不備に関する管理監督者としての責任に鑑み、私と北田副町長 の令和5年6月から同年8月までの3か月間に支給される給与月額を減額しようとする ものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(小松則明君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(藤原 淳君) 令和5年第3回大槌町議会臨時会における承認2件、報告2件、議案1件につきまして、提案理由を申し上げます。

承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなったことに伴い、大槌町町税条例を一部改正し専決処分したことから、これを報告し承認を求めるものであります。

承認第2号特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについては、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなったことに伴い、特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を一部改正し専決処分したことから、これを報告し承認を求めるものであります。

報告第7号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、大槌町内道路照明等取替(LED化)工事の変更契約に関し、専決処分をしたことから報告するものであり

ます。

報告第8号損害賠償額の専決処分の報告については、町道のグレーチングの損傷部分に相手方の車両が接触し、損害を与えたことに係る損害賠償額の専決処分の報告であります。

議案第31号令和5年度大槌町一般会計補正予算(第3号)を定めることについては、 食料等の物価高騰に直面する低所得者世帯及び子育て世代を支援するため、当該事業費 を増額補正するものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,474万円 を追加し、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ109億5,386万3,000円とするものでありま す。

以上、提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第3 承認第1号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関 し承認を求めることについて

○議長(小松則明君) 日程第3、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専 決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。 ○税務会計課長兼会計管理者(藤原英志君) 承認第1号大槌町町税条例の一部を改正す

る条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年総務省令第36号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年総務省令第37号)が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも同年4月1日から施行することとなったことに伴い、大槌町町税条例の一部改正の必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものです。

専決処分日は、令和5年3月31日であります。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

次ページの専決処分書をお開き願います。

1ページ上段から3ページ下段にかけての第47条から第96条までについては、地方税 法施行規則様式の新設に伴うもので、地方税統一QRコードを用いた様式の新設に伴う 追加と規定の整備を行う改正であります。 3ページ下段から4ページ上段にかけての第138条については、地方税法施行令改正 に合わせて国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税分の課税限度額を20万円から22万 円に引き上げる改正であります。

4ページ中段から5ページ上段にかけての第145条については、地方税法施行令改正 に合わせて国民健康保険税の減額についてで、減額して得た額の後期高齢者支援金等課 税分の限度額を20万円から22万円に引き上げる改正であります。

そのほか、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者等の数に乗ずべき金額を28万5,000円から29万円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者等の数に乗ずべき金額を52万円から53万5,000円に引き上げる減額措置に係る軽減判定所得基準額の見直しの改正であります。

5ページ中段の145条の4については、規定の整備による改正であります。

5ページ下段から6ページ上段までの第145条の5については、国民健康保険条例参 考例改正に合わせて、規定の書きぶりを合わせる改正であります。

6ページ中段の附則第8条については、法律改正に合わせて肉用牛の売却による農業 所得の課税の特例の適用期限を3年延長する改正であります。

6ページ下段の附則第10条については、法律改正に合わせて整備する改正であります。 6ページ下段から8ページ下段にかけての附則第10条の2については、法規定の新設 に合わせて大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置におけるわが まち特例の割合を定める規定の新設及び法律改正に合わせて項ずれの反映を行う改正で あります。

8ページ下段から10ページ上段にかけての附則第10条の3については、法規定の新設に合わせて大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額措置を受けようとする者がすべき申告についての規定の新設を行う改正及び項ずれの整備を行う改正であります。

10ページ上段の附則第15条の2については、法律改正に合わせて環境性能割の臨時的軽減措置の規定を削除する改正であります。

10ページ中段の附則第15条の2の2については、前条の削除による規定の整備による改正であります。

10ページ中段の附則第15条の6については、法律改正に合わせて環境性能割の臨時的軽減措置の規定を削除し、通常課税に戻す改正であります。

10ページ下段から13ページ中段までの附則第16条については、法律改正に合わせて排

出ガス低減性能及び燃費性能が優れる環境負荷の小さい軽自動車を取得した翌年度分の種別割の税率を軽減するグリーン化特例の適用期限を3年延長するものです。うちガソリン軽自動車の営業用乗用については、税率をおおむね100分の50軽減措置される令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成する車は、適用期限を3年延長し、税率をおおむね100分の25軽減措置される令和12年度燃焼基準70%を達成かつ令和2年度燃費基準達成する車は、適用期限を2年延長するものです。そのほか項ずれの反映を行う改正であります。

13ページ中段の附則第16条の2については、附則第16条の改正に伴う規定の整備による改正であります。

13ページ下段から14ページ中段にかけての附則第17条の2については、法律改正に合わせて優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の特別課税特例の適用期限を3年延長する改正であります。

14ページ下段から19ページ中段にかけての附則第18条の4から附則第27条の4までについては、国民健康保険税に関わるもので対応する法令の規定の書きぶりに合わせる改正であります。

19ページ中段の附則第33条については、規定の整備による改正であります。

19ページ下段から20ページ中段にかけての附則については、第1条は施行期日、第2条は固定資産税の経過措置、第3条は軽自動車税の経過措置、第4条は国民健康保険税の経過措置の規定であります。

以上、専決処分の報告について、御承認くださるようお願い申し上げます。

- ○議長(小松則明君) 質疑に入ります。阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) ちょっとお尋ねいたします。

4ページ、国民健康保険後期高齢者支援金課税額とありますけれども、読んでみれば 2万円増税というふうに読み取らされてしまうんですが、ちょっとこの辺どういうこと なのか、もうちょっと詳しく説明していただけませんか。

- ○議長(小松則明君) 税務会計課長。
- ○税務会計課長兼会計管理者(藤原英志君) こちらは国の地方税法の改正に伴いまして、 20万円から22万円の2万円上げるという改正がございました。そちらについては、大槌 町だけでなく全国の市町村、全員同じく2万円上げての限度額になります。それに合わ せて、限度額が多くなったことによって軽減判定についても幅広く見られるので、低所

得者の方にとっては課税する上では軽減判定される幅が広くなるということになります。

- ○議長(小松則明君) よろしいですか。阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) 当町におきましては、まだ震災、そしてコロナ、物価高等で国民 健康保険そのものは主に個人事業者になっているわけなんですけれども、その中で今、 後期高齢者とはなってもやっぱりいろいろ経営したり様々大変だなと私は思っておりましたので、それで所得ということの考え方で、次のそこでの所得金額、大体どれぐらい を目安にして、それから上がる下がるというのをお聞きしたいんですが。
- ○議長(小松則明君) 税務会計課長。
- ○税務会計課長兼会計管理者(藤原英志君) お答えいたします。

軽減判定については7割軽減、あと5割軽減、2割軽減ございます。

- 7割軽減につきましては、43万円以下、所得の方が対象となります。
- 5割軽減につきましては、計算がございまして、43万円から昨年度までは28万5,000 円、今回ここが改正されているんですけれども、掛ける被保険者の数で計算されます。
- 2割軽減につきましても、43万円プラス昨年度までは52万円だったんですが、こちらの被保険者の数で計算されて、その金額の判定から上か下かで軽減判定の世帯の計算が変わります。
- ○議長(小松則明君) 阿部議員、お分かりですか。阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) もう1つだけ。

全国2万円ということで、それに合わせるということなんですけれども、実際に地方 自治においては、その町の状況に合わせて金額を設定するべきと思いますが、この2万 円は全国だからここも2万円とそういう解釈でいいんでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 税務会計課長。
- ○税務会計課長兼会計管理者(藤原英志君) お答えします。

地方税法、大槌町の条例の上のほうにある地方税法のほうで、そちらのほうで決められた法律が、何年か前からこの年から上げていくという段階的に上げていくということで、国のほうでは条例改正をしております。市町村のほうにもそれに合わせて軽減判定をして、少しでも低所得者の方が軽減されるようにということで措置がされているものでございます。

なので、よって町としても国に沿って改正を行っていることとなっております。

○議長(小松則明君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。 (「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより日程第3、承認第1号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 承認第2号 特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を 求めることについて

○議長(小松則明君) 日程第4、承認第2号特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。 ○税務会計課長兼会計管理者(藤原英志君) 承認第2号特定復興産業集積区域における 固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認 を求めることについて説明いたします。

次ページの専決処分書をお開き願います。

東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置 が適用される場合と定める省令の一部改正をする省令が令和5年3月31日公布され、同 年4月1日から施行することとなったことに伴い、特定復興産業集積区域における固定 資産税の課税免除に関する条例の一部改正の必要が生じたので、地方自治法179条第1 項の規定により別紙のとおり専決処分するものです。

専決処分日は令和5年3月31日であります。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正中、第 2条については、特定復興産業集積区域内において新設または設備を新設、増設した個 人事業者または法人を対象に、固定資産税を課すべきこととなる年度以後の5年度以内 の限り免除する規定である省令改正に合わせて、連結法人に係る適用事項を削る改正で あります。

1ページ下段から2ページ上段にかけての附則については、第1条は施行期日、第2 条は経過措置の規定であります。

以上、専決処分の報告について、御承認くださるようお願い申し上げます。

- ○議長(小松則明君) 質疑に入ります。臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) ちょっと2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず第1点なんですが、岩手県内で特例を受けられる集積区域というのは、沿岸市町村の大槌町を含めて12市町村だと記憶しています。町内で対象となる事業所、それから個人、それはどのぐらい、何人ぐらいなんでしょうか。何事業所、何人ぐらいなんでしょうか。まず、それをお尋ねします。

- ○議長(小松則明君) 税務会計課長。
- ○税務会計課長兼会計管理者(藤原英志君) お答えいたします。 令和5年度の免税対象となっている事業者は17事業者で、免税額が1,058万2,000円と なっております。
- ○議長(小松則明君) 臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) そもそも17事業者は個人も含めて、了解しました。 それで、この免税措置条例が可決すると町税が減るわけですけれども、この減った分 については、もちろん国からバックがあると思いますが、その辺について確認したいと 思います。
- ○議長(小松則明君) 税務会計課長。
- ○税務会計課長兼会計管理者(藤原英志君) 質問にお答えいたします。 先ほど申し上げたのは令和5年度の分になりますが、これまで全42事業者、合計金額 にすれば2億4,885万3,000円ほど免税しております。こちらのほうは、特別交付税で算 入することとなっております。
- ○議長(小松則明君) 今後のことについてもですよね。その17社についても特別でいいんだ。(「はい」の声あり) そこをちゃんと言ってください。税務会計課長。
- ○税務会計課長兼会計管理者(藤原英志君) 今年度の令和5年度の個人、法人合わせて 17事業者の1,058万2,000円についても特別交付税で算入される見込みとなっております。
- ○議長(小松則明君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。 (「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより日程第4、承認第2号特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 報告第7号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長(小松則明君) 日程第5、報告第7号工事請負変更契約締結の専決処分の報告に ついてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。 ○参事兼地域整備課長(中野智洋君) 次ページの専決処分書をお開きください。

- 1、契約の目的。大槌町内道路照明等取替(LED化)工事。
- 2、契約の相手方。岩手県宮古市小山田四丁目1番30号、小山田電業株式会社、代表取締役小野寺孝司です。

今回報告する内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額6,454万5,800 円を、396万1,100円増額して、6,850万6,900円に変更したものであります。

専決処分日は令和5年3月30日であります。

次に、参考資料を御覧ください。

変更理由は、現場再精査に伴う数量の確定等の理由から設計変更を行うものです。

今次、増額要因といたしましては、工種ごとにおける数量の増減によるものであり、 既設照明撤去数量及び照明設置数量の増工等を受け増額とするものです。

次ページに照明設備の数量増減表を添付しております。

以上、御報告申し上げます。

- ○議長(小松則明君) 質疑に入ります。東梅康悦君。
- ○9番(東梅康悦君) この変更理由を見て、増減額約400万円というところでお尋ねしますが、普通この工事は、まず撤去があって、そしてまた設置があるということで、同

じ現場で2つの作業があると思うんですが、その場合、変更前のことなんですが、1か 所当たり1現場当たりの撤去設置というところで、どの程度の単価があったのかという ところを教えていただきたいと思います。

- ○議長(小松則明君) 地域整備課長。
- ○参事兼地域整備課長(中野智洋君) 撤去と設置のほうの費用の関係でございますけれども、基本的にはNTT柱であったり電力柱であったりするものに添架しているもの、そちらのほうについてであれば比較的経費としては安く済むと。ただし、独立柱のものもありますので、独立柱のものは基礎からの撤去と、それから再設置となりますので、そちらのほうが比較的増額になるということになっています。

内訳ですけれども、添架の場合については、数万円から10万円弱程度で、基礎からの撤去においては、現場にもよりますし、再設置するところが支障物等が支障になればそれの撤去とかもありますので、幅はありますけれども、撤去再設置であれば20万円から30万円の範囲でできるものというふうに考えております。

新設においては、独立柱の場合であると120万円から130万円ほどかかる見込みという ことで考えております。

- ○議長(小松則明君) 東梅康悦君。
- ○9番(東梅康悦君) 分かりました。

確認ですが、今回、この設置の部分がプラス4つになっていますよね。ということは、プラス4つが400万円ぐらいということで、100万円ぐらいになるということで、その場合、まず基礎から設置にかかった。だから、400万円ほどのお金が増額になったという解釈でよろしいわけですね。

- ○議長(小松則明君) 地域整備課長。
- ○参事兼地域整備課長(中野智洋君) 基本的には議員おっしゃるとおりなんですけれど も、ただし、そのほかに先ほど説明に一部入っていました支障物の撤去等もありますの で、そういったもののコンクリートの撤去処分費とかそういったものが加味されている と。

また、ランプの交換のほかに灯具の更新とかも行っていますので、そちらのほうについても増額要因ということになっています。

ただ、その400万円で先ほど私が説明した百数十万円程度というのは4基という形になるんですけれども、それだけではなくて全体の数量の増減をもとに精査した結果、こ

の金額になっていると御理解いただければというふうに思います。

○議長(小松則明君) 進行します。質疑を終結いたします。 以上で報告第7号を終わります。

日程第6 報告第8号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長(小松則明君) 日程第6、報告第8号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(太田和浩君) 報告第8号損害賠償額の専決処分の報告について御説明いたします。

専決処分書をお開きください。

物損事故に係る損害賠償事件について、地方自治法第180条第1項及び大槌町長専決 条例第2条第2号の規定により、下記のとおり専決処分する。

- 1、損害賠償の相手方。町内所住の法人。
- 2、損害賠償の額。6,831円。
- 3、示談の内容。損害賠償の額を上記2のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が 発生しても異議を申し立てない。
- 4、損害賠償の原因。令和5年3月6日午後6時30分頃、大槌町大槌第15地割地内に おいて、町道のグレーチングの損傷部分に相手方の車両が接触し、損害を及ぼしたもの であります。

専決処分日は令和5年3月30日であります。

以上、御報告いたします。

- ○議長(小松則明君) 質疑に入ります。阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) 町道のグレーチングいろいろあると思いますけれども、今後、このグレーチングをどのように考えているか、お尋ねいたします。
- ○議長(小松則明君) 地域整備課長。
- ○参事兼地域整備課長(中野智洋君) 当該箇所については、もともと民間開発で行われ た道路の横断側溝部分になっておりまして、ねじ止め等がされておりませんでした。

それによって、一部グレーチングが損傷したこともありまして、車両が通行した際に グレーチングを跳ね上げ巻き込まれたことによって、スペアタイヤがパンクしたといっ た事案になっております。

当該箇所については、今現在、設計、図面とか積算のほうを行っておりまして、なる たけ早い時期にねじ付きのグレーチングのほうに更新してまいりたいというふうに考え ております。

○議長(小松則明君) 質疑を終結いたします。

以上で報告第8号を終わります。

日程第7 議案第30号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正 する条例について

○議長(小松則明君) 日程第7、議案第30号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長(藤原 淳君) 議案第30号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

改正後は、附則に第11項を追加し、令和5年6月1日から令和5年8月31日までの間、 町長の給料を現行66万6,000円であるものをゼロ円に、副町長の給料を現行53万2,000円 とあるものを47万8,800円とするものです。

附則により、この条例は令和5年6月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(小松則明君) 質疑に入ります。菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) ノーマスクで失礼いたします。

今回の条例の改正条例の上程について、私は一定の評価はしたいというふうに思って おります。

そこで、1点確認はしたいんですが、副町長の10%に関して私は質問したいと思うんだけれども、これまでの議論の中で今の副町長のお立場ではないんだと、当時の図書館の条例の未交布問題があったときは、図書館の館長を兼任する形でおしゃっちの館長をされていたと。その立場で責任は取らなきゃいけないんだということを繰り返しおっしゃっていたと私は記憶しておりますが、そこでこの10%の根拠というのをまずお知らせ願えればと思います。

- ○議長(小松則明君) 副町長。
- ○副町長(北田竹美君) 10%の根拠につきましては、これまでの過程の今、菊池議員からお話がありましたとおり、当時課長職であったということでありますけれども、10%につきましては、課長職、いわゆる職員という立場で町の職責を担っているということで、分限処分の規定の事例がこれまで何十件かございます。その事例に照らし合わせて決めさせていただいたというものでございます。

分限処分委員会は、様々な理由について審査委員によって行われるものでありますけれども、本件については私の一存で、自らの道義的責任を取らなきゃならないというところのよりどころをどこにするべきかということで逡巡をいたしましたけれども、ただいま申し上げた考え方で御提案申し上げるというところでございます。

- ○議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) そうなると、やはりこれまで繰り返しおっしゃっていたように、 当時のお立場での責任の取り方なんだと、私は今、理解しました。あくまで副町長とし ての責任の取り方ではなくて、当時の立場での責任の取り方と、今のお話を聞いている と私はそういうふうに理解するんですが、そこで、副町長の立場として、やはり職員が 担任する事務を監督する立場でありながら、その職務を全うしたと私は到底言いがたく、 これは自らの責任の放棄に等しいというふうに思うんですね。

そういう立場からいえば、仮に今回、この条例が通ったとして、その後、改めて副町 長のお立場という形で給料の減額であったり何かしらの責任の取り方というのは、副町 長の立場で考えておられるのかどうか、その辺を伺いたい。

- ○議長(小松則明君) 副町長。
- ○副町長(北田竹美君) もう少し今回の考え方についての基本的なところをお話ししなきゃいけないと思うんですが、当時課長職であったということが話の起点、基本になっておりますが、これは当時課長職であったことと、一時実は副町長になるに当たりまして一度退職という形を取ってございます。形式的だと言われるとそうかもしれませんが、いずれ正式に退職をいたしまして、結果としてはその時点で公務員ではなくなっているというところから、再度特別職として任用されたと、こういう認識でございます。

したがいまして、そういったことも踏まえて、当時の課長職であったことと、退職は したけれども、道義的責任を自らがしたことでありますので、責任を取らなきゃいけな いという考えに至ったものでございます。

- ○議長(小松則明君) 今の答弁でよろしいですか。
- ○1番(菊池忠彦君) 今後について、今後新たに責任を取ることは考えてらっしゃるの かどうか。
- ○議長(小松則明君) 副町長。
- ○副町長(北田竹美君) 今後につきましては、今回御提案申し上げた提案をまず御提案 を申し上げて、皆様の御裁決を得るというふうなことで考えております。

今後につきましては、私に残された任期において、今後残された様々な諸課題をしっかりと進めていくということで自らの責任を取りたいというふうに思っております。

- ○議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) これまでやり取りの中で、私も時々時折お辞めになったらどうかとかそういう荒っぽい表現はしてきたわけですね。今回、今の議論の中でさすがにそういう荒っぽい言葉を使うつもりは全くなくて、むしろ先ほど今、副町長、道義的という言葉をお使いになったけれども、道義的というのであれば、トップが100%、サブリーダーがそれに準じて私は最低でも50%、30%と考えるのが妥当ではないかと思うんですよ。トップがゼロに関して、じゃあ10%というのは数値的にどうなんだというふうな、道義的でおっしゃるなら私はそういうふうに思うわけであります。

この10%という数字は、副町長にとっては妥当な数字というふうに思ってらっしゃいますか、どうでしょう。

- ○議長(小松則明君) 副町長。
- ○副町長(北田竹美君) 副町長として妥当かどうかということに関しては、様々な考え 方があるかとは思いますけれども、再度申し上げますけれども、先ほど述べたような理 由により10%という考え方に至ったということで御理解願いたいと思います。
- ○1番(菊池忠彦君) もう一回いいですか。ちょっと、すみません。
- ○議長(小松則明君) 大丈夫です。菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) すみません、ちょっと今、副町長のお答え聞いていて、やはり何度も繰り返すようだけれども、バランスということを考えると、やはり町長が100%、 副町長が10%というのは、町民の方々に受け入れられる話だと思いますか。

私は全くそのようなことは思わなくて、今回、副町長が10%という数字を提示してきたのは、やはり当時課長だったというそういう立場から10%なんだろうな。であれば、今の副町長の立場として、新たに、例えば給料の減額であったり、それが例えば30%な

のか、50%なのか、それは何とも今ここで言えないけれども、でも新たにやはりそういった給与の減額という形での責任の取り方というのは、私はやるべきというふうに思いますよ。どうでしょう、繰り返しになるけれども。

- ○議長(小松則明君) 副町長。
- ○副町長(北田竹美君) 今後の在り方につきましては、私の残された任期について職責 をきちっと全うするということでお答えしたいという考えでございます。
- ○1番(菊池忠彦君) 最後にもう一回だけいいですか。
- ○議長(小松則明君) 答えになっていないということで、菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) 同じ答えの恐らく繰り返し、これ以上やっても同じやり取りが続くんでしょうからあれなんですけれども、ただ今後、これ今、上程に関してもし反対したとしても町長の責任の取り方もまた後ろ倒しになってしまう。そこはまた皆さん、議会としての判断というのはまた微妙なところなんだけれども、私は決してこの副町長の10%という数字に関しては、全く納得できるものではないと思うんですね。これに関しては、今後も副町長としての立場での責任の取り方というのを、今後も追及していきたいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございます。

- ○議長(小松則明君) 金﨑悟朗君。
- ○11番(金崎悟朗君) 今回のこの件に関してですけれども、町長のそういう責任を感じて3か月間をこのぐらいの減額をするんだという、そういう意気込みは分かります。いるいろもろもろのこともあって、これも考えて決めたとは思う。

私個人からいけば、何もそこまでやる必要はないと。半分でもいいんじゃないかなと。 その人たちには生活の、どういう人間でも生活権あるんだから、何も極端なこういう大幅な減額する必要はなかったんじゃないかと、私は個人的には考えます。

ただ、今、副町長さんが言ったように、道義という言葉が出てくる以上は、本当はここは今菊池議員が言ってきたように、大槌町民がこれを知ったときにどのような反応するかなんですよ。

例題を見てこのぐらいが妥当かなと決めたとは思いますけれども、そこはどっちかといえば、私もそれに入っていたから10%、いやまるっきり関係ないから教育長はゼロと。ある程度の連帯を持っての責任というのを本当考えていかないと。職員は一生教育委員会でもないし、建設課でもない。回って歩くと。そのとき、やっぱり皆さんの全員の責

任ということも考えなきゃないんですよ。どのような方法でこれから役場職員がこの大 槌町の役場職員が考えていくんだか分かりませんけれども、やっぱりその辺について、 じっくりした皆さんの考えを知りたい。町長、どのように考えますか。

- ○議長(小松則明君) 町長。
- ○町長(平野公三君) 今回の件につきましては、協議はもちろんしました。しかし、それにつけての様々な思いもありますので、それは協議段階ではありましたけれども、それぞれの今回の処分については、今までの経過も含めて、私がゼロと、副町長が10分の1と。先ほど副町長お話しされたことで、お互いに思いを話をして今回のを決めました。全体のという話ありますけれども、様々に関わった状況が違いますので、私とすれば長い職員としての関係から関わることが大きかったので、やはり責任の取り方とすればやはり管理監督者としての責任は重いだろうということでありました。

金﨑議員のほうからは50%という話もありましたけれども、それも含めてやはり私の 取り方としては、やはりそう向き合うということが必要だと思いましたので、ゼロ円と、 無給という形での判断をさせていただきました。

副町長は副町長としてお互いに話しながら、自分の今の状況から見て10分の1、3か月という判断をされたということになります。

これからも同じように状況状況については、それぞれが話をしながらということになりますが、個々個人としてのそれぞれの特別職としての責任の取り方については、個々のものだと思っております。

- ○議長(小松則明君) 金﨑悟朗君。
- ○11番(金崎悟朗君) 町長の答弁聞いて、確かに立派なもんだなと思って聞きました。

私は、ここの中で一番大事なことは、前にも言ったように、私はここの職場でなかったから関係ないというような人間を生んではならないと。よその町では大騒ぎになっているけれども、ここの町でも以前はそういうこともあった。だけれども、絶対私はそこの職場じゃないから関係ないというような職場の人間を出してはならないと。全員に引締めを図って、今後一切こういう、これが出てきたってことで、それで終わりというと失礼な話だけれども、大体収束を迎えていくんだとは思いますけれども、これは全職員にまだやっぱりそこに町長、副町長なりの意見を申しながら、絶対こういうミスを犯さないように、そして、仕事というのは連帯で責任取るんだというようなことを考えていっていただきたいと、そう思いますけれども、副町長その辺についてお伺いします。

- ○議長(小松則明君) 副町長。
- ○副町長(北田竹美君) ただいまの御指摘と御意見を深く胸に刻みまして、今後の仕事 に向かっていきたいという決意でございます。
- ○議長(小松則明君) 臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) すみません、先輩議員からいろいろ御質問ありましたので、私は ちょっと別の角度から質問させていただきます。

処分については、他の自治体の例を見ても一般的には処分に値する行為が確定してから、要するに第三者委員会の結論が出てから取られることが多いんじゃないかと、そのように思っています。

今回は第三者委員会の最終結論が出る前に、この臨時議会に提案しているわけですが、 この結論が出ない前に減額と言われても、私たち判断をするのがちょっとかなり厳しい ものがあるものと考えます。

今回提案した急ぐ理由というのは何なんでしょうか。まず、この1点お願いします。

- ○議長(小松則明君) 町長。
- ○町長(平野公三君) 今回、私の任期が8月までですので、その部分、責任の取り方というのをしっかりしなきゃならないという思いがございます。今の状況ですと、6月頃に第三者委員会の諮問が出されるということになりますので、それを待つとなかなかその部分では責任の在り方については問われないという部分ございますので、それではならないということで、今回提案をさせていただきました。

私自身もそうなんです、副町長もそうなんですが、そういう部分での今回の減額ということでの提案をさせていただいております。

- ○議長(小松則明君) 臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) 分かりました。

今の御答弁をお聞きしていると、やっぱり自分の戒めみたいな形で決断したと、そのようにも判断しています。

しかし、この一連の不祥事は、私も全国的に前例がない、そのように見ています。で すから、他の自治体を参考にしたくても私はできないのではないかと思っています。

今回の議案が議決されると、これは他の自治体も含めて前例となるのではないかと、 そのように思いますが、そういう意味からしてもやっぱり私自身は第三者委員会の最終 結論が出てから判断すべきと思いますが、改めてその件についてお尋ねします。

- ○議長(小松則明君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(藤原 淳君) 第三者委員会の結果を待ってから処分があるべきでは ないかといったところでの答弁をさせていただきます。

一般職の職員の場合の処分の在り方とすれば、今現在、第三者委員会等も進めておりまして、6月までには答申が出てきてその結果が明らかになります。なので、一般職の職員については、事実に照らし合わせて、前例等を踏まえて処分をしていきたいと、そういうふうに考えております。

ただ、特別職の部分につきましては、やはりそことはまた別に切り離して考えてもよろしいのかというふうに考えております。

- ○議長(小松則明君) 臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) なかなかすごく厳しい判断の中で結論を出さなきゃいけないんですが、ちょっと3点目、この件については、私は町長、それから副町長だけでなくて役場の幹部職員もこれについては関係してくると、そのように認識しています。

実は、昨年、茨城県の常陸太田市で下水道工事のミスによって約4億円を役所のほうで、4億円が工事のミスによって生じたと。生じたことによって市職員の給与とボーナス、それから特別職三役を含め563人で約6,000万円を減額したというニュース報道をネットで見ました。

役場内の事務処理をやっぱりなぜ町民が負担しなきゃならないという声が私のところにも届いておりますが、このようなほかの参考事例等をきっちりと精査し、結論を出されたのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長(小松則明君) 私から少し臼澤良一議員に確認いたします。

その4億円のお金の部分は、町の責任であるのか、業者の責任であるのかということ を明示してから質問なさってください。

臼澤良一君。

○2番(臼澤良一君) 申し訳ありません。

要するに、これは役所の今回の条例規則については、役所のミスによって私は生じたものと思っています。ですから、常陸太田市の場合も役所のミスによって生じたやつですので、これは役所内のところで負担せざるを得ないと、そういう結論で6,000万円を減額したという理解をしていますので、そういう観点で役場庁内でこれに対する負担を考えなかったのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

- ○議長(小松則明君) 町長。
- ○町長(平野公三君) 今、臼澤議員のお話している負担という意味がちょっと分からないんですが、今の事例の件については十分承知をしております。それについての考え方もやはり自治体それぞれではないかなと思います。幾ら金額が張ったとしても、首長を含めて全職員にその支払いを払わせるという部分につきましては、私は疑義があります。疑義があります。それがいいかということを臼澤議員が言われるのであれば、私は反対です。反対だと思います。それで職員の意識が高まるかということになれば、逆にそうではないんじゃないかなと私自身は思います。それは私の意見です。

それと、今、議員がお話あっているその否が何とかという部分の費用の分担という話であれば、例えば今話あったこれに通ずる第三者委員会のことだと私は推察をしながら答弁をいたします。それは、やはり議会を通してその必要性があるということで、一般会計の補正予算を通して700万円の予算を通していただきましたから、議会としての責任としてしっかりと議決をされたものだと私は思います。

ですから、その必要性、第三者委員会を設けて700万円かかるということの決意を、 私は提案をしましたけれども、議会としてその理解を得た上で進められたものだと私は 思っています。

ですから、その補塡を云々という話ではなくて、私たちは何かということをきちんと 第三者委員会の中で、この問題は何なのかということ、そしてこれをどのように処理を するかということ、その責任というか、これからどうするかということを、明確に第三 者がここから提示される、それをしっかりと守っていくという方向性ではないかなと私 は思っています。

ですから、ここでかかった部分を職員たちで払うんだという考え方ではなくて、そうでなければあの補正予算については否決をされて、その部分で別な方法でも考えられるのではないかなと私自身は思っています。

ですから、私が今減額していることは、それの補塡をするためのことではなくて、どこまでも私自身のやはり今回の一連の不祥事に関する私の責任の在り方ですから、ほかの自治体はどうかということは確かに見ます。でも、それはそれぞれの市町村の首長がそれぞれの状況を踏まえて判断をして提案をするという形になります。また、副町長も同じです。これから職員もまた懲戒処分を受ける形になりますが、それもやはり法律に従ってやるわけで、過分にはできませんし、その部分についてはしっかりと懲戒処分を

して、その部分についてはきちんと議会のほうに説明をしていきたいと思います。

とにかく今回の様々な一連につきましては、第三者を置きながらしっかりとその視点で見ないと、当局側が説明しても納得いただけないんではないかなという思いで第三者委員会を設けたということになりますし、今回の件についての私のゼロ円ということについては、それは私なりに、私が私として、首長としての責任の在り方を考えたのでありますので、その辺は御理解いただければと思います。

- ○議長(小松則明君) 臼澤良一君、今のでよろしいですか。(「はい」の声あり) 東梅康悦君。
- ○9番(東梅康悦君) 同僚議員の同じような質問になりますが、町長、副町長の場合は 給与ということで、これは生活給の部分もあります。100%減額ということで、これも また思い切った減額になるわけですが、ある部分、その生活給の部分は確保してもよか ったんじゃないかなと自分自身は思っています。

これからかかる職員に関しては、6月以降に委員会をもって処分ということなんですが、今回の副町長の10%、3か月の部分に関係してお尋ねしますが、過去の職員さんの不祥事に係る減額の部分を思い出したとき、震災後なんですが、定住促進住宅の使用料の関係があったと思います。そして、保健センターの補助金申請の関係でも該当する職員が処分をもらったと思うんです。

今回、副町長が10%減額3か月ということなんですが、それでは、過去に処分をいただいた定住促進住宅の使用料に関わる部分、そしてまた保健センターに係る職員の部分、これはどのような懲戒処分、減額処分だったのかというものを、ぜひ比較する意味で教えていただきたいと思います。

○議長(小松則明君) 暫時休憩いたします。

 休
 憩
 午前11時02分

 再
 開
 午前11時06分

- ○議長(小松則明君) 再開いたします。総務課長。
- ○参事兼総務課長(藤原 淳君) 過去の処分の例ということで、まずは平成26年度は定住促進住宅の不明金関係のほうで処分等がございました。平成26年度の定住促進住宅の不明金での一般職の処分のほうにつきましては、減給処分となっている処分でございま

す。職員の職階等によっても規模が違いますけれども、減給の1か月から3か月というような処分。

それから、保健センター関係のほうの事務処理の不適切関係のほうでは、やはり減給 10分の1の3か月というような状況になっています。

- ○議長(小松則明君) 最初の26年のやつは1か月から3か月のやつは何パーセント。
- ○参事兼総務課長(藤原 淳君) 減給10分の1でございます。
- ○議長(小松則明君) 東梅康悦君。
- ○9番(東梅康悦君) 分かりました。

今回、過去の職員に係る部分に関しましては、委員会等でちゃんと審査した上でパーセント、そしてまた月数が決まったと思います。

今回のこの副町長の部分を見ますと、さっきの菊池議員の質疑の答弁を聞いていますと、職員時代の部分をまず道義的に考えて10%、3か月という答弁だったと理解しました。それは、過去の定住促進住宅使用料及びその保健センターの補助金に係るものと、なんな差がないと、ですよね。

今、副町長は、特別職という立場におられます。先ほど菊池議員がおられたように、 当時の職員時代の部分と特別職の部分、これはやっぱり合わせ技で考えなければいけな いと思うんです。

確かに今後の職責を果たした中でという答弁でありましたが、それでは世の中、納得しないんじゃないでしょうか。仮に、これをこれで通ったとして、私は副町長は道義的に考えるのであれば、例えば町に住んでいてもふるさと納税等もできるわけですよ。自分が勤めている役所にふるさと納税もできるんです。そういうものも取り入れた中で、自分の、いやできますよね、財政課長、できますよね。自己の町にふるさと納税、できますよね。できるんです。

○議長(小松則明君) どっちですか。それについて、できるできないについては、今の は質問と数えていません。

企画財政課長。

- ○企画財政課長(太田和浩君) ふるさと納税の自分が住んでいる自治体の寄附でありま すが、寄附は可能でありますが、返礼品が出ないという内容であります。
- ○議長(小松則明君) ちょっとお待ちください。マイクトラブルが発生しております。

企画財政課長、もう一度お願いいたします。録音になっていませんので、お願いいた します。

○企画財政課長(太田和浩君) 自分の住んでいる自治体へのふるさと納税の寄附についてお答えいたします。

寄附自体は可能でありますが、返礼品がないという内容になります。

○9番(東梅康悦君) 今、財政課長から自分の町へのふるさと納税というところで、返 礼品はもらえないけれども、該当できると。

やはりそういう部分も考えた中で、課長時代の責任の取り方はこれとしても、やはり特別職としての部分を、そういう部分も考えるべきだと思います。仮にこれが通って、あと町長の任期とセットなわけですから、セットだと思うので、数か月しかないわけです。その中でやはり副町長としての道義的な部分を、やはりきちんとしてもらわなければ私はいけないと思うんです。いかがでしょうか、副町長。何かそういう考え方も私の話を聞いて少しは頭の中によぎりませんか。その部分を、ぜひ考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 当局、副町長。
- ○副町長(北田竹美君) 大変御指摘いただきまして、誠にありがとうございます。

お話になりました内容につきましては、今後の私の仕事の中での身の振り方と、それから、処分の内容について、今後どうしていくかということについて考えるべきことをいただいたものと思いますので、深く心に刻んで、また何らかの形でお答えすることがあるかもしれませんが、いずれただいまの東梅議員の内容については理解をいたしました。ありがとうございます。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 話がいろいろ、例えば処分の話だったり、特別職の減給の話だったりあります。大まかなところは、この提案に関しては、私は一定の評価をしていますし、もちろん賛成もします。

ただ菊池議員だったり、東梅議員がお話しているのに私も賛同するところはあるんですが、結局第三者委員会の答申がまだ出ていないという事実があったときに、第三者委員会を職員の処分の対象、答申が出て一般職の処分が決まるわけですよね。例えばそれが10分の1、3か月だとしたときに、職員の場合は減給だけで済まないわけですよ。それが賞与にも反映するし、公務員のからくりはちょっと分からないけれども、退職金に

も多少影響するかも分からない。そうなれば、同じ10分の1でも数値が少し変わってくるんじゃないかなと思います。

私は希望的観測で申し上げますが、今回の副町長の10分の1はまあいいでしょう。第三者委員会の答申が出た後、職員の処分が決まった後に、副町長、自分自身が私の10分の1はやはり職員より軽かったという話になるのであれば、きちっと相応分のやっぱり自分の戒めを含めて、先ほど町長が申し上げた自分への戒めも含めながら、やっぱり特別職の身の処分の在り方というのは、自分が提案しなくちゃいけないので、職員の処分はその運営委員会だったり何だりができますけれども、特別職はやっぱり自らですから、そこら辺は先ほど東梅議員の言葉を借りてなんなんですけれども、やはり自分を戒めながら今後の職責を全うする、その全うする中に自分の給与の減額だったり処分の在り方を再考していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 副町長。
- ○副町長(北田竹美君) ただいま御指摘ありました調査委員会後の職員の処分につきましては、分限職員会で決める。その中で何らかの答えが出てくると思います。その内容も踏まえて、自らの道義的責任をもう一度考えるべきだというお話でございますので、これは率直にその御意見を心に刻んで、その時点で再考したいというふうに思います。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) それであればもちろん納得いくものでありますし、今後の処分が 重いからいいことでは決してないわけですよね。やっぱり第三者委員会はきちっとした 答申を出されるでしょうから、それをきちっと精査しながら、自分の、何ていうのかな、 元に対する考え方をきちっとやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長(小松則明君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。 (「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第30号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を 改正する条例についてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

日程第8 議案第31号 令和5年度大槌町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて

○議長(小松則明君) 日程第8、議案第31号令和5年度大槌町一般会計補正予算(第3号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

- ○企画財政課長(太田和浩君) 議案第31号令和5年度大槌町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて御説明申し上げます。
 - 1ページをお開きください。
 - 第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

14款国庫支出金2項国庫補助金、補正額6,533万8,000円の増は、新型コロナウイルス 感染症対応地方創生臨時交付金及び子育て世帯生活支援特別給付費補助金であります。

18款繰入金2項基金繰入金、補正額59万8,000円の減は、物価高騰に伴う低所得世帯 支援給付事業に係る人件費の財源組替えによる財政調整基金繰入金の減であります。

2ページをお願いいたします。

歳出。2款総務費1項総務管理費、補正額59万8,000円の減は、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付事業に係る人件費の財源組替えによる会計年度職員給与費の減であります。

- 3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額5,928万8,000円の増は、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金及び支給に伴う事務費等であります。
- 2項児童福祉費、補正額605万円の増は、子育て世帯生活支援特別給付金及び支給に 伴う事務費であります。
- 以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,474万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億5,386万3,000円とするものです。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入、一括します。進行いたします。

6ページ。

歳出、2款総務費1項総務管理費。進行いたします。

- 3款民生費1項社会福祉費。進行いたします。
- 2項児童福祉費。 7ページ上段まで。

質疑を終わります。

討論に入ります。 (「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第31号令和5年度大槌町一般会計補正予算(第3号)を定めることについてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(小松則明君) 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第3回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉 会 午前11時22分

上記令和5年第3回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の 正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

議員

議員